

18規程第18号

改正 平成18年12月 1日 18規程第19号  
改正 平成19年 5月 1日 19規程第 5号  
改正 平成20年11月25日 20規程第15号  
改正 平成21年 3月24日 21規程第 5号  
改正 平成23年 4月 1日 23規程第19-1号  
改正 平成23年10月14日 23規程第 22号  
改正 平成24年 6月28日 24規程第 5号  
改正 平成24年 8月 7日 24規程第 5-2号  
改正 平成26年 4月 1日 26規程第 8号  
改正 平成27年 4月 1日 27規程第 42号  
改正 令和 元年 9月24日 規程第 5号  
改正 令和 2年10月30日 2規程第 13号  
改正 令和 4年 3月24日 4規程第 1号  
改正 令和 6年 1月29日 6規程第 3号  
改正 令和 7年 4月14日 7規程第 20号

(目的)

第1条 この規程は、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所（以下「研究所」という。）が管理する生物資源（遺伝子、細胞、小動物、ヒト組織、ヒト組織由来物、薬用植物をいう。以下同じ。）を研究所以外に所属する、原則として研究を目的とする者に分譲する際の手続その他必要な事項を定めることを目的とする。

(分譲手続)

第2条 研究所に対して、生物資源の分譲を依頼しようとする者（以下「依頼者」という。）は、別表に掲げる区分に応じて同表様式欄に掲げる様式又はこれに準じる様式による分譲依頼書を提出しなければならない。

2 理事長は、前項の依頼の内容が適当であると認めるときは、当該生物資源を分譲するものとする。

3 研究所は、前項の分譲に際して、必要な条件を付することができる。

(対価の徴収)

第3条 研究所は、別表に掲げる生物資源を分譲しようとするときは、それぞれ同表に掲げる分譲手数料を依頼者から徴収するものとする。

2 研究所は、別表に掲げるもの以外の生物資源を分譲しようとするときは、次の各号に掲げる額の合計額を基礎として理事長が適当と認める額を分譲手数料として依頼者から徴収するものとする。

(1) 実施経費 依頼された生物資源を分譲するために必要な人件費、消耗品費、設備費その他の費用の合算額

(2) 間接経費 前号の合算額に0.3を乗じて得た額

3 理事長は、特別の理由があると認めるときは、前2項に規定する分譲手数料の額を減額又は免除することができる。

(研究を目的とする者以外の者への分譲)

第4条 研究所は、研究を目的とする者以外の者であつて、研究所の目的の達成に資すると理事長が認める事業を実施するものに対して、前条に規定する対価を徴収することにより、生物資源を分譲できる。

2 前項の規定にかかわらず、理事長が特に必要と認める場合には、前項に定める生物資源の分譲に際して、別途契約を締結することにより、当該研究を目的とする者以外の者から当該契約に定める対価を徴収することができる。

(適用除外)

第5条 第2条及び前条の規定による生物資源の分譲については、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所研究成果物等取扱規程（平成17年規程第66号）の規定は適用しない。

附 則（平成27年4月1日27規程第42号）

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表に掲げる様式は、当分の間、なお従前の様式によることができる。

附 則（令和元年 9月24日 規程第5号）

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和2年10月30日 2規程第13号）

この規程は、令和2年11月1日から施行する。

附 則（令和4年 3月24日 4規程第1号）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和6年 1月29日 6規程第3号）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年 4月14日 7規程第20号）

この規程は、令和7年4月14日から施行する。

別表（第2条及び第3条関係）

生物資源	分譲手数料		様式
	公的研究機関	民間企業	
培養細胞	27,500 円／本	33,000 円／本	様式A
遺伝子変異・改変培養細胞	35,200 円／本	40,700 円／本	
ヒト i P S 細胞	55,000 円／本	60,500 円／本	様式細胞 1、様式細胞 2

※国内・国外とも同一料金とする。

※輸送費は実費を別途徴収する。

生物資源	分譲手数料		様式
	公的研究機関	民間企業	
マウス（生体）	224,400 円／件	336,600 円／件	様式第 1
マウス（生体（特殊系統））	336,600 円／件	504,900 円／件	
マウス（凍結胚）	75,900 円／本	113,850 円／本	
マウス（凍結精子）	42,350 円／本	63,525 円／本	

※国内・国外とも同一料金とする。ただし、国外輸送には、必要な通関・検疫関係文書の作成費用等：30,000 円を加えた額とする。

生物資源	分譲手数料		様式
	公的研究機関	民間企業	
薬用植物（種子）	5,000 円／種（10g 以下）		様式第 3
薬用植物（苗）（注 1）	5,000 円／種（10 本以下）		
薬用植物（植物体）	5,000 円／本		
薬用植物（組織培養物） （注 2）	16,500 円／単位	33,000 円／単位	
薬用植物（培養物馴化苗） （注 3）	16,500 円／単位	33,000 円／単位	
生薬	生薬の種類ごとに当該生薬の市場流通価格に相当する額として理事長が別に定める額		

（注 1）種いも、苗木を含む。

（注 2）培養物（試験管）3 本を 1 単位とする。生育補償は初回の送付から半年以内で 1 回までとする。培養条件、培養方法等の基本的情報を提供する。

（注 3）圃場定植用馴化苗 3 株を 1 単位とする。生育補償は初回の送付から半年以内で 1 回までとする。栽培方法等の基本的情報を提供する。

※国外へは分譲しないものとする。

生物資源	分譲手数料		様式
	公的研究機関	民間企業	
難病患者由来 DNA・血清・血漿	6,600 円／チューブ	13,200 円／チューブ	「国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所難病研究資源バンク試料・情報分譲要領」に定める様式 (様式 001、様式 002)
難病患者由来 培養細胞	35,200 円／チューブ	40,700 円／チューブ	

※国外へは分譲しないものとする。

(注) 難病研究資源バンクの共同事業内での分譲については、収集研究班の試料収集の円滑化を図る観点から、分譲手数料を個別に定めるものとする。ただし、共同事業を終了した後は、上記分譲手数料を徴収するものとする。

生物資源	分譲手数料			様式
	公的研究機関	民間企業	国外研究機関 国外企業	
遺伝子(組換え体)(注1)	18,000 円／本	22,000 円／本	20,000 円／本	様式 B
遺伝子(ベクター)(注1)	26,500 円／本	32,500 円／本	30,500 円／本	
遺伝子(宿主)(注1)	9,000 円／本	11,000 円／本	10,000 円／本	
BACクローン(注2)	120,000 円／件			様式第2
日本人由来B細胞株(細胞)(注1)	27,500 円／本	33,000 円／本	/	様式 A-3
日本人由来B細胞株(DNA)(注1)	8,000 円／本	10,000 円／本		
日本人由来B細胞株精製DNAセット(50本)	63,000 円 ／セット	81,000 円 ／セット		
日本人由来B細胞株精製DNAセット(100本)	104,000 円 ／セット	127,000 円 ／セット		

(注1) 遺伝子又は日本人由来B細胞株を一度に以下の数量を分譲する際の減額：

30～99 本	20%減額
100～499 本	35%減額
500～999 本	60%減額

1,000 本以上 70%減額

(注2) 1 件の料金は、一の目的領域につき 2 クローンを分譲する際の価格であり、同一領域につき 2 クローンを超えて分譲する場合には、超過分 1 クローンにつき 22,000 円を加算する。

生物資源	分譲手数料	様式
ヒト組織 (凍結組織ブロック) (注)	220,000 円/試料	「国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所ヒト組織バンク運営規程」に定める様式 (様式 1-1、1-2、1-3、1-4)
ヒト組織 (冷蔵組織)	220,000 円/試料	
ヒト組織 (口蓋扁桃)	17,000 円/チューブ	
ヒト組織 (肝マイクロソーム)	21,500 円/チューブ	
ヒト組織 (固定組織 (パラフィンブロック))	110,000 円/ブロック	
ヒト組織 (凍結細胞)	33,000 円/チューブ	

(注) 資源リスト掲載から 1 年を経過したヒト組織 (凍結組織ブロック) は、1 年を経過した日以降の分譲手数料を半額の 110,000 円とする。

※国外へは分譲しないものとする。

生物資源	分譲手数料		様式
	公的研究機関	民間企業	
PDXマウス (パラフィン包埋組織切片)	33,000 円/枚	66,000 円/枚	「国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 PDX 事業運営規程」に定める様式 (様式 2-1、2-2、2-3) (様式 3-1、3-2、3-3)
PDXマウス (凍結試料バイアル: DNA・RNA抽出用試料)	110,000 円/本	220,000 円/本	
PDXマウス (凍結バイアル)	2,200,000 円/本	4,400,000 円/本	

(注) PDXマウス (腫瘍移植生体) は、技術指導を踏まえて分譲手数料を個別に定めるものとする。

※国外へは分譲しないものとする。

## 細胞分譲依頼書・同意書

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所  
創薬資源研究プロジェクト 御中

## 1. 下記細胞株を分譲願います。

申込日: 年 月 日	受付日:	受付番号:
依頼者氏名: フリガナ(ローマ字) 郵便番号: 〒 機関住所: 機関名及び研究室名:	E-mail: 職名:	
責任者名: Tel: (内線 ) Fax:	E-mail:	
(請求書の送付先が上記機関と異なる場合は、下記にご記入下さい。)		
機関住所: 〒 機関名: 氏名:	電話: (内線 )	
	資源番号	細胞株名
1		
2		
3		
4		
5		
研究目的:		

## 2. 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所（以下「研究所」という。）より細胞株の分譲を受けるにあたり、下記の事項について同意します。

- 1) 当該細胞株に関する樹立者の優先権を全面的に尊重し、樹立者からの使用上の制限等がある場合は、これを遵守する。
- 2) 分譲された細胞株を人体に直接投与するなど倫理に反する実験に使用しない。
- 3) 分譲された細胞株は研究、試験、教育等のためのみ使用し、軍事目的や直接的な営利活動に使用しない。
- 4) 分譲された細胞株を第三者に分与しない。
- 5) 分譲された細胞株の取り扱いにより事故、損害等が生じても、研究所の責任を一切問わない。
- 6) 分譲された細胞株を使用した研究を発表する場合は、登録番号・細胞株名ならびに樹立者名あるいは文献名を記載し、研究所の JCRB 細胞バンクを通じて入手したことを明記する。

分譲依頼者署名：

送付先 (FAX、郵送又はメール)

〒567-0085 大阪府茨木市彩都あさぎ7-6-8

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 創薬資源研究プロジェクト

TEL: 072-641-9851 FAX: 072-641-9859 E-mail: jcrb-cell@nibn.go.jp

## 日本人由来B細胞株・DNA分譲依頼書・同意書

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所  
創薬資源研究プロジェクト 日本人由来 B 細胞株・DNA バンク 御中

1. 下記細胞株・DNAを分譲願います。

申込日: 年 月 日	受付日:	受付番号:
依頼者氏名: フリガナ(ローマ字) 郵便番号: 〒 機関住所:  機関名及び所属名:  責任者名: TEL: (内線 ) FAX:	E-mail: 役職:	
(請求書の送付先が上記機関と異なる場合は、下記にご記入下さい。)		
機関住所: 〒 機関名: 氏名: TEL: (内線 ) FAX:		
資源の種類(PSC/JBIC、細胞株/DNA、性別/年齢など)と本数:		
研究目的:		

2. 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所(以下「研究所」という。)より細胞株・DNAの分譲を受けるにあたり、下記の事項について同意します。

- 1) 「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」を遵守する。
- 2) 当該細胞株・DNA に関する樹立者の優先権を全面的に尊重し、樹立者からの使用上の制限等がある場合は、これを遵守する。
- 3) 分譲された細胞株・DNA の利用に当たっては、依頼者の所属する機関の倫理審査委員会において承認が得られており、また、人の尊厳を尊重し、ヒトクローン作製の研究や人体に直接投与するなど倫理に反する実験に使用しない。
- 4) 分譲された細胞株・DNA は上記記載の研究目的にのみ使用し、軍事目的や直接的な営利活動に使用しない。
- 5) 分譲された細胞株・DNA を第三者に分与しない。
- 6) 分譲された細胞株・DNA の取り扱いにより事故、損害等が生じても、研究所の責任を一切問わない。
- 7) 分譲された細胞株・DNA を使用した研究を発表する場合は、資源番号、資源名ならびに樹立者名あるいは文献名を記載し、研究所の日本人由来 B 細胞株・DNA バンクを通じて入手したことを明記する。

分譲依頼者署名:

送付先(E-mail, FAX または郵送)

〒567-0085 大阪府茨木市彩都あさぎ 7-6-8

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

創薬資源研究プロジェクト 日本人由来 B 細胞株・DNA バンク

E-mail: jcrb-rb@nibn.go.jp FAX : 072-641-9859

遺伝子分譲依頼書・同意書(様式B)

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 遺伝子クローン事業 御中

2. 下記遺伝子を分譲願います。

申込日: 年 月 日	受付日:	受付番号:
依頼者氏名: フリガナ(ローマ字) 郵便番号: 〒 研究機関住所: 研究機関名及び所属名: 研究責任者名: TEL: (内線 ) FAX:	E-mail: 役職: 拡散防止措置区分:P	
(請求書の送付先が上記機関と異なる場合は、下記にご記入下さい。)		
機関住所: 〒 機関名: 氏名: TEL (内線 )		
	資源名(クローン ID)	本数
1		
2		
3		
4		
5		
研究目的:		

2. 遺伝子クローン事業より遺伝子の分譲を受けるにあたり、下記の事項について同意します。

- 1) 「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」等を遵守する。
- 2) 当該遺伝子に関する樹立者の優先権を全面的に尊重し、樹立者からの使用上の制限等がある場合は、これを遵守する。
- 3) 分譲された遺伝子を人体に直接投与するなど倫理に反する実験に使用しない。
- 4) 分譲された遺伝子は研究、試験、教育等のためにのみ使用し、直接的な営利活動や軍事目的に使用しない。
- 5) 分譲された遺伝子を第三者に分与しない。
- 6) 分譲された遺伝子の取り扱いにより事故、損害等が生じても、遺伝子クローン事業の責任を一切問わない。
- 7) 分譲された遺伝子を使用した研究を発表する場合は、登録番号・クローン名ならびに樹立者名あるいは文献名を記載し、遺伝子クローン事業を通じて入手したことを明記する。

分譲依頼者署名:

送付先(FAX または郵送)

〒567-0085 大阪府茨木市彩都あさぎ 7-6-8

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 培養資源研究室内 遺伝子クローン事業

FAX : 072-641-9859



様式細胞 1

送付先 (FAX) : 072-641-9859

ヒト iPS 細胞分譲依頼書・同意書

国立研究開発法人 医薬基盤・健康・栄養研究所

創薬資源研究プロジェクト 御中

1. 下記細胞株の分譲願います

申込日： 年 月 日	受付日：	注文番号：
依頼者氏名：	E-mail：	
フリガナ（ローマ字）：	職名：	
郵便番号：〒		
機関住所：		
室機関名及び研究室名：		
責任者名：	E-mail：	
Tel: (内線)	Fax:	
(請求書の送付先が上記機関とことなる場合は、下記に御記入ください。)		
機関住所：〒		
機関名：		
氏名：	Tel:	

	細胞番号	細胞名	数量

研究目的	
------	--

2. 国立研究開発法人 医薬基盤・健康・栄養研究所 培養資源研究室（以下 JCRB という。）から細胞株の分譲を受けるに当たり、下記の事項について同意する。

- 1) 当該細胞株に関する樹立者及び知的財産権所有者の優先権を全面的に尊重し、樹立者及び知的財産権所有者が様式細胞 1 - 別紙 1 : 誓約書に定める提供条件事項を遵守する。  
特に、営利機関における iPS 細胞使用に関しては本件特許の実施許諾契約書を権利者と締結してその写しを提供すること。  
また、当該細胞株にかかわる知的財産権の使用期限が終了した際には、遅滞なく当該細胞株を廃棄し、その廃棄証明書を JCRB に提出する。
- 2) 分譲された細胞株を人体に直接投与するなど倫理に反する実験に使用しない。また、「公知の細胞に由来するヒトリプログラム細胞の禁止事項同意書（様式細胞 2）」に定める禁止事項に同意する。
- 3) 分譲された細胞株は研究、試験、教育等のためにのみ使用し、直接的な営利活動や軍事目的に使用しない。
- 4) 分譲された細胞株を第三者に分与しない。
- 5) 分譲された細胞株の取り扱いにより事故、損害等が生じても、JCRB の責任を一切問わない。
- 6) 分譲された細胞株を使用した研究を発表する場合は、登録番号・細胞株名及び樹立者名又は文献名を記載し、JCRB を通じて入手したことを明記する。

分譲依頼者署名：

送付先 (FAX 又は郵送)

〒 567-0085 大阪府茨木市彩都あさぎ 7-6-8

国立研究開発法人 医薬基盤・健康・栄養研究所 培養資源研究室

TEL: 072-641-9851 FAX: 072-641-9859 E-mail: jcrb-cell@nibn.go.jp

## 誓約書

御中

申込日： 年 月 日

依頼者氏名： E-mail：  
フリガナ(ローマ字)： 職名：  
郵便番号： 〒  
機関住所：

機関名及び研究室名：  
責任者名： E-mail：  
Tel： ( 内線 ) Fax：

依頼者署名：

---

対象となるヒト人工多能性幹細胞（ヒト iPS 細胞）

クローン名：

上記提供依頼者（以下、「依頼者」という。）は、上記「ヒト人工多能性幹細胞（ヒト iPS 細胞）の提供を受けるにあたり、寄託者である京都大学 iPS 細胞研究所が定めた次の提供条件事項を遵守することを誓約する。

- (1) 依頼者は、当該ヒト iPS 細胞及び当該ヒト iPS 細胞からその性質の同一性を保つか否かにかかわらず複製又は増殖された細胞の所有権が京都大学に属することを確認する。
- (2) 依頼者は、当該ヒト iPS 細胞の使用にあたり、次の事項を行ってはならない。
  - ①当該ヒト iPS 細胞を使用して作成した胚の人又は動物の胎内への移植その他の方法によりヒト iPS 細胞から個体を作成すること
  - ②ヒト胚へ当該ヒト iPS 細胞を導入すること
  - ③ヒト胎児へ当該ヒト iPS 細胞を導入すること
  - ④当該ヒト iPS 細胞から作成された生殖細胞を用いてヒト胚を作成すること
- (3) 依頼者は、当該ヒト iPS 細胞を国立研究開発法人 医薬基盤・健康・栄養研究所・培養資源研究室 JCRB 細胞バンク（以下、「JCRB」という。）の「細胞分譲依頼書・同意書（様式細胞1）に記載された研究目的（以下、「当該研究」という）以外に利用してはならない。但し、京都大学からの事前の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。当該研究が、生殖細胞作成研究に該当する場合、依頼者は、「ヒト iPS 細胞又はヒト組織幹細胞からの生殖細胞の作成を行う研究に関する指針」に定められた事項を遵守しなければならない。
- (4) 依頼者は、当該ヒト iPS 細胞を利用して当該研究を実施する際、第三者との共同で行う場合には、京都大学から事前に書面による承諾を得るものとする。
- (5) 依頼者は、当該ヒト iPS 細胞を自ら取り扱うほか、自らの指導下にある者（依頼者の研究室に所属する教職員、研究員、実験補助者、大学院生、及び学生等）にのみ、依頼者が所属する機関内で取り扱わせることができるものとし、その他の第三者（依頼者が所属する機関が、外部機関より受け入れた者を含む）への分配・譲渡、およびその者に取り扱わせることはできない。

- (6) 依頼者は、当該ヒト iPS 細胞の提供に伴い、京都大学のいかなる特許、特許出願、営業秘密その他の財産権について、ライセンス又はその他の権利を、依頼者に与えるものではないこと、また、京都大学が有するいかなる特許についての商業目的での使用について、ライセンス又はその他の権利は一切付与されるものではないことを確認する。
- (7) 依頼者は、依頼者が当該ヒト iPS 細胞を使用した当該研究のもとに得た知的財産権につき、京都大学による当該知的財産権の学術研究目的での使用を許諾し、当該知的財産権を行使しないものとする。
- (8) 依頼者は、当該ヒト iPS 細胞を取り扱うにあたり、「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」等、iPS細胞に関する国・学会の規程、ガイドライン等を遵守するものとする。
- (9) 依頼者は、当該ヒト iPS 細胞が遺伝子組換え実験を経て作製されたものであることを確認し、当該ヒト iPS 細胞の生物個体への移植にあたってはそれが「遺伝子組換え実験」に該当することを認識し、「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」に基づき必要な承認等を得る必要があることを確認する。
- (10) 依頼者は、当該ヒト iPS 細胞及び当該ヒト iPS 細胞から派生したいかなる細胞の効果、非毒性、安全性、使用の適性、知的財産権の非侵害その他当該ヒト iPS 細胞の提供、輸送、保管、使用、若しくは廃棄にかかる一切の事項について、京都大学が何ら保証を行なわないことを確認する。万が一、その提供又は使用を通じて依頼者に何らかの損害が発生した場合であっても、京都大学はその責任を負担せず、依頼者自らが解決するものとする。
- (11) 依頼者は、当該ヒト iPS 細胞を用いた当該研究の成果を公表する際には、寄託者が指定する次の文献を引用するものとする。  
文献名：“Screening ethnically diverse human embryonic stem cells identifies a chromosome 20 minimal amplicon conferring growth advantage” The International Stem Cell Initiative. Nature Biotechnology, 29, 1132-1144 (2011)
- (12) 依頼者は、当該ヒト iPS 細胞を使用して実施した当該研究の成果を文書又は電子データで公表する場合、その写しを京都大学 iPS 細胞研究所に送付する。  
京都大学連絡先  
国立大学法人京都大学  
iPS 細胞研究所知財契約管理室  
E-mail: cira-keiyaku@cira.kyoto-u.ac.jp FAX: 075-366-7023  
ホームページ: <http://www.cira.kyoto-u.ac.jp/j/index.html>
- (13) 依頼者は、JCRBが、依頼者への当該ヒト iPS 細胞の提供の事実（提供先機関名、研究責任者名、利用課題名及び提供日）を寄託者に報告することに同意する。

JCRB 細胞バンク

Reception number :	Reception Date :	担当者名 :
--------------------	------------------	--------

### 公知の細胞に由来するヒトリプログラム細胞の禁止事項同意書

J C R B細胞バンク  
国立研究開発法人 医薬基盤・健康・栄養研究所  
〒567-0085 大阪府茨木市彩都あさぎ 7-6-8  
電話/FAX:072-641-9851  
e-mail: jcrb-cell@nibn.go.jp

公知のヒト細胞 (\*1) に由来する遺伝子導入によりリプログラムされたヒト細胞 (ヒトリプログラム細胞 (ヒト人工多能性幹細胞: iPS 細胞を含む。)) の分譲を受けるに当たり、以下の条項を遵守することに同意いたします。

同意事項: JCRB 細胞バンクからヒトリプログラム細胞の分譲を受けた者は、以下の項目を実施しない。

- ①ヒトリプログラム細胞を使用して作成した胚の人又は動物の胎内への移植その他の方法によりヒトリプログラム細胞から個体を生成すること。
- ②ヒト胚へヒトリプログラム細胞を導入すること。
- ③ヒトの胎児へヒトリプログラム細胞を導入すること。
- ④ヒトリプログラム細胞由来の生殖細胞を使ってヒト胚を作成すること。

上記に同意いたします。

年 月 日

細胞分譲依頼者氏名 (署名) \_\_\_\_\_

所 属 機 関 名 \_\_\_\_\_

責 任 者 名 (署名) \_\_\_\_\_

\*1 「公知のヒト細胞」とは、科学技術会議生命倫理委員会の「ヒトゲノム研究に関する基本原則 (平成 12 年 6 月 14 日)」第九 (既提供試料) 5 とその解説及び厚生労働省、文部科学省、経済産業省が策定した「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針 (平成 13 年 3 月 29 日施行、平成 16 年 12 月 28 日全面改正、平成 17 年 6 月 29 日一部改正、平成 20 年 12 月 1 日一部改正)」第 6-16 (1) において、また「国立研究開発法人 医薬基盤・健康・栄養研究所ヒトを対象とする研究に関する倫理規程」第 2 条 (2) において、「学術的な価値が定まり、研究実績として十分に認められ、研究用に広く一般に利用され、かつ、一般に入手可能な」ヒト細胞を意味し、「ヒト由来試料」には当たらないとされている。

## 小動物分譲依頼書・同意書

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所  
疾患モデル小動物研究室 御中

下記の資源の分譲を依頼します。

申込日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 (受付日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日)

依頼者氏名 \_\_\_\_\_

機関住所 〒 \_\_\_\_\_

機関名 \_\_\_\_\_ 研究室名 \_\_\_\_\_

電話 \_\_\_\_\_ Fax \_\_\_\_\_

E-mail \_\_\_\_\_

### 分譲希望資源名

資源番号	資源名	備考
nibio		(生体 凍結胚 凍結精子)

#### 【同意事項】

依頼者は、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所（以下「研究所」という。）から上記資源の分譲を受けるに当たり、下記の事項に同意する。

1. 依頼者は、分譲された資源を研究、試験、教育のためにのみ使用し、直接的な営利活動や軍事目的に使用しないこと。
2. 依頼者は、分譲された資源を第三者に再分譲しないこと。当該資源を用いて依頼者が自ら再繁殖させた資源についても同様とする。
3. 依頼者は、分譲された資源の作製者又は樹立者の権利を尊重するものとし、作製者又は樹立者が定める使用上の制限がある場合は、これを遵守すること。
4. 分譲された資源に係る知的財産権の取扱いについては、関係当事者の間で解決を図るものとする。
5. 依頼者は、関連する法令及びガイドラインを遵守すること。
6. 依頼者は、分譲された資源を「ヒトのクローン個体の作製をもたらすおそれのある研究」など研究倫理に反する実験に使用しないこと。
7. 依頼者は、分譲された資源の使用により損害を生じても、研究所の責任を問わないこと。  
ただし、研究所に故意又は重大な過失があるときはこの限りではない。
8. 分譲された資源を用いた研究による成果を発表する場合は、その発表論文に当該資源の名称及び資源番



## BACクローン分譲依頼書・同意書

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所  
創薬資源研究プロジェクト 御中

下記のBACクローンの分譲を依頼します。

申込日 \_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日 (受付日 \_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日)

依頼者氏名 \_\_\_\_\_

機関住所 〒 \_\_\_\_\_

機関名 \_\_\_\_\_ 研究室名 \_\_\_\_\_

電話 \_\_\_\_\_ Fax \_\_\_\_\_

E-mail \_\_\_\_\_

研究目的 \_\_\_\_\_

### 分譲希望マウスBACクローン

遺伝子名	
予想領域サイズ	
分譲クローン数 (注)	

(注) 一の目的領域につき、2クローンを超えて分譲依頼する場合にのみ記入して下さい。

### BACクローン特定条件

※一の目的領域につき、3セットまでプライマーセットを設定することができます。

#### プライマーセット1

プライマー1-F	
プライマー1-R	
増幅産物サイズ	
PCR条件	

プライマーセット 2

プライマー 2-F	
プライマー 2-R	
増幅産物サイズ	
PCR 条件	

プライマーセット 3

プライマー 3-F	
プライマー 3-R	
増幅産物サイズ	
PCR 条件	

(注) 1 領域は 150 Kb 以内として下さい。

PCR 条件に関しては、酵素等、反応組成、反応時間等を指定して下さい。



## 【同意事項】

依頼者は、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所（以下「研究所」という。）から上記資源の分譲を受けるに当たり、下記の事項に同意する。

1. 依頼者は、分譲された資源を研究、試験、教育のためにのみ使用し、軍事目的や直接的な営利活動に使用しないこと。
2. 依頼者は、分譲された資源を第三者に再分譲しないこと。当該資源を用いて依頼者が自ら再増幅させた資源についても同様とする。
3. 本件分譲は、依頼者が示したBACクローン特定条件に基づき、関係論文（Genes Genet. Sys. 81 143-146（2006））に示された手順・方法により増幅されるBACクローンを依頼者に提供するものであり、依頼者の求める遺伝子が分譲されたBACクローンに含まれていない場合であっても、依頼者は研究所の責任を問わないこと。
4. 分譲された資源に係る知的財産権の取扱いについては、関係当事者の間で解決を図るものとする。
5. 依頼者は、関連する法令及びガイドラインを遵守すること。
6. 依頼者は、分譲された資源を研究倫理に反する実験に使用しないこと。
7. 依頼者は、分譲された資源の使用により損害を生じても、研究所の責任を問わないこと。ただし、研究所に故意又は重大な過失があるときはこの限りではない。
8. 分譲された資源を用いた研究による成果を発表する場合は、その発表論文に当該資源の名称及び研究所を通じて入手したことを明記するとともに、当該論文の別刷り1部を研究所に送付すること。
9. 上記の外、研究成果を発表する場合に遵守すべき事項を研究所が別に定めたときは、依頼者はこれを遵守すること。
10. 分譲資源を研究所から依頼者に輸送するための費用は、依頼者の負担とすること。
11. 依頼者は、上記の同意事項に違反して研究所に損害を生じたときは、研究所からの請求に基づき、その損害を賠償すること。

**依頼者署名：**

送付先（FAX、郵送又はメール）

〒567-0085 大阪府茨木市彩都あさぎ 7-6-8

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

創薬資源研究プロジェクト

TEL:072-641-9851 FAX:072-641-9859

E-mail:jcrb-rb@nibn.go.jp

## 薬用植物等分譲依頼書・同意書

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所  
 薬用植物資源研究センター 御中

下記の資源の分譲を依頼します。

申込日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 (受付日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日)

依頼者氏名 \_\_\_\_\_

機関住所 〒 \_\_\_\_\_

機関名 \_\_\_\_\_ 研究室名 \_\_\_\_\_

電話 \_\_\_\_\_ Fax \_\_\_\_\_

E-mail \_\_\_\_\_

分譲希望資源名

薬用植物等の名称	提供形態 (注1)	数量 (注2)

使用目的 (注3) \_\_\_\_\_

(注1) 提供形態の欄には、希望する提供形態について、種子・苗 (種いも・苗木を含む)・植物体・組織培養物・培養物馴化苗又は生薬のいずれかを記入してください。

(注2) 数量の欄には、単位を記入してください。

生物資源	単位
種子	グラム
苗	本
植物体	本
組織培養物 培養物馴化苗	単位
生薬	グラム

(注3) 使用目的の欄には、試験研究用・教育用・試薬用のいずれかを記入して下さい。試験研究用の場合には、研究目的を明示してください。

## 【同意事項】

依頼者は、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所（以下「研究所」という。）から上記資源の分譲を受けるに当たり、以下の事項に同意する。

1. 依頼者は、分譲された資源（当該資源を用いて依頼者が自ら栽培・増殖・抽出したものを含む。以下同じ。）を上記の使用目的にのみ使用することとし、当該目的以外で使用しようとするときは、あらかじめ研究所へ報告すること。
2. 依頼者は、1で定める使用目的に基づき、分譲された資源を栽培する場合には、国内でのみ栽培するものとし、研究所からあらかじめ承認を受けた場合を除き、海外に持ち出さないこと。
3. 依頼者は、分譲された資源を第三者に再分譲しないこと（ただし、公定書に規定された試薬として使用する場合及びあらかじめ研究所の承認を受けた場合を除く。）。
4. 依頼者は、分譲された資源の作製者の権利を尊重するものとし、作製者が定める使用上の制限がある場合は、これを遵守すること。
5. 分譲された資源に係る知的財産権の取扱いについては、研究所及び関係当事者の間で解決を図るものとする。
6. 依頼者は、関連する法令及びガイドラインを遵守すること。
7. 依頼者は、分譲された資源を研究倫理に反する実験に使用しないこと。
8. 依頼者は、分譲された資源の使用により損害を生じても、研究所の責任を問わないこと。ただし、研究所に故意又は重大な過失があるときはこの限りではない。
9. 分譲された資源を用いた研究による成果を発表する場合は、その発表論文に当該資源の名称及び資源番号並びに研究所の薬用植物資源研究センターを通じて入手したことを明記するとともに、当該論文の別刷り1部を研究所に送付すること（ただし、公定書に規定された試薬として使用する場合を除く。）。
10. 上記のほか、研究成果を発表する場合に遵守すべき事項を研究所が別に定めたときは、依頼者はこれを遵守すること。
11. 分譲資源を研究所から依頼者に輸送するために必要な費用は、特別な場合を除き研究所の負担とする。
12. 分譲された資源について、研究所がサンプルの提供を求めたときは、依頼者は、研究所の求めに応じて無償で提供すること。
13. 依頼者は、上記の同意事項に違反して研究所に損害を生じたときは、研究所からの請求に基づき、その損害を賠償すること。

**依頼者署名：**

送付先（FAX、郵送又はメール）

〒305-0843 茨城県つくば市八幡台1-2

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

薬用植物資源研究センター

TEL: 029-838-0571 FAX: 029-838-0575

E-mail: rcmpr@nibn.go.jp